

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 25 年 7 月 10 日
開会時刻	午前 10 時 37 分
閉会時刻	午前 10 時 58 分
出席委員名	◎佐之井久紀 ○福井 輝夫 野口 佳子 辻 孝記
	長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 宿 典泰
	長岡 敏彦
	杉村 定男議長
欠席委員名	
署名者	野口 佳子 辻 孝記
担当書記	津村 将彦
審議議案	議案第 73 号 市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について
	議案第 74 号 伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
説明者	市長、副市長
	総務部長、総務課長、職員課長
	情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長、広報広聴課長
	行政経営課副参事
	消防長、消防次長

審議の経過

佐之井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、辻委員を指名した。

ただちに議事に入り、休憩前の本会議において審査付託を受けた「議案第73号 市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について」及び「議案第74号 伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」の2件について審査し、いずれも賛成多数で可決すべしと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前10時37分

◎佐之井久紀委員長

開会前に委員長から少し申し上げますが、本日の委員会に市長から出席方の要請がありましたので、委員長においてこれを了承しておきましたから御承知おきください。

それではただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名します。野口委員、辻委員の御両名よろしくお願いいたします。

本日、審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました、「議案第73号 市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について」、もう一つは、及びですね「議案第74号 伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」、以上2件であります。

お諮りをいたします。審査の方法については、委員長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。

【議案第73号 市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について】

◎佐之井久紀委員長

それでは初めに「議案第73号 市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題とします。

追加配付されました議案書の1ページをお開きください。1ページから3ページでございます。

御発言はありませんか。

中川委員。

○中川幸久委員

ちょっと数字的な内容をちょっと確認したいのですけれども、いわゆる市長 20%、副市長、関係者が 15%というこういう数字なのですけれども、ここの根拠、どういうふうになってきたのか、ちょっと理解するために教えて欲しいのですが。

◎佐之井久紀委員長

職員課長。

●江原職員課長

数字のお尋ねでございますが、今般の国の給料削減、この関係の市への影響額、これを総額でおよそ 2 億 1,600 万と見込んでおりまして、市長をはじめとして職員の給与削減を行いまして、この部分を賄おうとするものでございます。

以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

課長。根拠はと聞いているので、そこら辺もちょっと。

●江原職員課長

このパーセントにつきましてですが、市長、副市長、特別職につきましては、他市の状況を見ましてさせていただきました。

それから職員につきましては、国の今般の削減率、これが課長級以上、それから係長・課長補佐、それから係ということで、10 対 8 対 5 の割合でですね、国で決めておりますので、それを準用させていただいて率を決めさせていただいたというところでございます。

◎佐之井久紀委員長

中川委員。

○中川幸久委員

実はですね、国から、削減率をある程度提示されていてですね、市長さんはじめ、それ以上の額で落とすということは、市長みずから国の施策に反対しながらも認めているようなところが、この数字から伺えると私は判断しているのですけれども、その市長はどういうふうに使われているのか、ちょっと市長の思いを聞きたいですね。

◎佐之井久紀委員長

市長。

●鈴木市長

一般質問でもありましたけれども、お答えをさせていただきましたけれども、今般の地方交付税の減額のあり方についてはですね、やはり誰しも納得できない、こういう状況であらうかと思っております。

地方6団体とともにさまざまな要請、決議等をしてまいりましたけれども、現実的に市民生活に対する行政サービスに影響が出る、こういったことだけは避けなければならない。そういった思いで結論をつけさせていただいたところでございます。

◎佐之井久紀委員長

他に、辻委員。

○辻孝記委員

私も少し聞かせてください。

今回、このような決定をされて先ほど市長から御答弁があったように、断腸の思いでされたということで、その辺の理解はさせていただきたいと思っております。

その中でちょっとお聞きしたいのは、こういった処分というか、そういった減額に関しまして、例えば期末・勤勉手当とか退職手当等に関しましては、それに対してどのような影響があるのかお聞きしたいと思います。

◎佐之井久紀委員長

職員課長。

●江原職員課長

手当関係につきましてのお尋ねでございますが、今回の削減につきましては、職員給料のみということでございまして、手当には影響はございません。反映させてはおりません。

以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

他に発言はありませんか。

長田委員。

○長田朗委員

私も少し教えてください。

今回、国のこの理不尽なというか、その押しつけのようなことというのは本当に大変わかりますし、市長の憤りを感じるという言葉については同感でございます。

それでお聞きしたいのは、三重県の対応とか他の三重県内の市町の、これに対する対応を教えてくださいませんか。

◎佐之井久紀委員長

職員課長。

●江原職員課長

すいません、ちょっとお待ちください。

◎佐之井久紀委員長

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 10 時 44 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

職員課長。

●江原職員課長

申しわけございません。

他市の状況でございますが、津市が、これについては10月から実施予定ということで伺っております。

四日市につきましては現在検討中ということでございます。

それから、松阪市は実施しないということでございまして、これは報道でもされているところでございます。

あと、桑名市につきましては7月から実施ということでございまして、それから鈴鹿市、これにつきましては検討中でございます。

名張市につきましては7月から実施、尾鷲市につきましては現在、検討中ということでございます。

それから亀山市につきましては7月から実施、鳥羽市につきましても7月から実施、熊野市につきましても7月から実施ということでございます。

あと、いなべ市、志摩市、伊賀市についても7月から実施ということで聞いております。

以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

長田委員。

○長田朗委員

三重県の対応と、それともうひとつ、町についてですが、細かくは結構なのですけれども、例えば実施を決定したところがどういうところがあるとか、教えていただきますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

職員課長。

●江原職員課長

三重県につきましては7月から実施というということでお聞きしております。

それから、町につきましては、実施しないというところが9町ございます。あと残りは検討中というところで聞いております。

検討中は6町ということになろうかと思えます。

◎佐之井久紀委員長

長田委員。

○長田朗委員

ありがとうございます。

市長は市長会のほうでいろいろ発言されたり、いろいろ、国に対してですね、6団体の一つとして、御努力されているという話です。

これ、こういうものは、本当であれば一枚岩になって行動するというのが1番圧力をかける時の重要なポイントだと思うのです。

ところが今、聞いてみるとですね、この三重県の中でも本当にしないところもあったりですね、検討中であったりするところがあったり、かなり温度差があると。それはもちろんその地域ですね、25年度の状況とか、いろいろ違いまして判断が分かれてくると。

また町についても今、聞かせていただいた6団体については検討中ということで、そういうことからするとですね、市長、苦渋の選択であることは非常にわかるのですけれども、一般質問のところでも憤りを感じるという形で強い発言をされていたので、それであるならば、もう少し粘るといって語弊がありますがけれども、今回の理不尽さをですね、もう少しやっぱり市長会、知事会も含めて首長の会とともに強く要求していくというのが今後の地域主権の流れの中では、正しい動きではないかというふうにも感じる場所があるのですけれども、市長その辺はいかがですか。

◎佐之井久紀委員長

市長。

●鈴木市長

一般質問のところでもお答えさせていただきましたように、市長会等を通じて抗議をしてまいりましたけれども、今後につきましてはですね、こういったことが二度とないようにですね、しっかりと要請していかなければならないというふうに感じております。

◎佐之井久紀委員長

長田委員。

○長田朗委員

地方公務員の給与については自治体の財政力にもよりますし、業務量とか、いろいろその地域のおかれている環境によって変わってくるということで、独自に決めていくと。こ

れはもう当然のことです。これは市長が言われているとおりです。

ただ、今までですね、胸に手を当てて考えてみるとですね、とはいうものの、例えばラスパイレス指数を 100 より下回っているとかいうことで、一つの指標ではあるのですがけれども、国の国家公務員の給与について、それを見ながら決めてきたというふうな、今までの流れはやっぱり否めない部分があると思うのです。

市長は議員時代からですね、この地域のやっぱりいろんな事業所の給料も見ながら、この伊勢市の職員の給与というのは決めていかなければならないというふうな発言もされたりしてましたので、例えば今後ですね、もし自主的、主体的にやるとなれば、もう少しですね、地域のことも取り入れた形でですね、給与を考えていくと。そういうふうな側面も今後大事ではないかなというふうに私は思います。

もう一点だけ聞かせていただきたいのは、今市長は今後こういうことがないようにというふうに、ないようであって欲しいというふうな思いを述べられましたけれども、その辺はですね、今回のことについては国のほうも、確かにちょっと無理なところがあったというふうなのが垣間見えるような発言があるのですけれども、市長会としては今後こういうことがないというふうな、そういう言葉とか話し合いというのは、そのテーブルの場に載っているわけですか。この辺をお答えいただけますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
市長。

●鈴木市長

先ほど申し上げました。こういった同じ轍を踏まさせられないという状況のことについてはですね、県ないし東海、全国市長会でも議論されているところでございます。

◎佐之井久紀委員長

これらは 73 号と 74 号に、2 つに分けて審査していますので、73 号の市長等の範囲であったら出していただきたいというふうに思います。

関連していますからね、よろしいですけど。

他にありませんか。野口委員。

○野口佳子委員

先ほど市長が述べられておりました、いろいろとこの件につきましての条例のことなのですがけれども、まず今、先ほど聞きましたときに、10 月から実施するとか、検討中とか、そしてまた実施しないというところもあるにもかかわらず、伊勢市は 8 月 1 日から施行するというので書いてあるのですけれども、これはどういうことなのでしょう。

◎佐之井久紀委員長

執行日ですね。職員課長。

●江原職員課長

これにつきましては、市長さん、いろいろ議会の一般質問でも御答弁されましたが、影響額については、やはり市民への影響額については見過ごすことはできないというところで判断されたということでございます。

◎佐之井久紀委員長

他にありませんか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

自由討議はありませんか。ありませんか。

それでは自由討議を終わります。

討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。討論なしと認めます。

それではですね、いろいろ出たのですが暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 10 時 52 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それではお諮りをいたします。

「議案第 73 号 市長等の給与臨時特例に関する条例の制定」につきましては、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎佐之井久紀委員長

ありがとうございました。

起立多数と認めます。よって議案第 73 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 74 号 伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について】

◎佐之井久紀委員長

次に「議案第 74 号 伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題とします。

追加配付されました議案書の 4 ページを開いてください。4 ページから 7 ページです。

よろしいですか。

御発言はありませんか。中川委員。

○中川幸久委員

これも基本的に私はですね、国に対するその何と言うか、やむを得ないということがまず頭にあったので、できればやっぱり、松阪のように実施を止めていただきたかったと私は思うのですが、労使間で妥協したという話も情報を聞いておりますので、それはそれとして、これだけにとどまっているのであればいいのですけれども、当然、市民生活、交付税カットした分をいわゆる職員を含めてですね、カットするわけですから、伊勢市に落ちる金がですね、消費の部分で当然、財布の紐が締まると思うのです。そのことをや、何の説明なのですかねと、こういう話になるので、その職員給料を下げることによってですね、伊勢で働いている中小の方が、影響が私は出る可能性が強いと思うのですよ。

その辺は市長はどういうふうに判断されているのか。

◎佐之井久紀委員長

市長。

●鈴木市長

職員給与の削減によって、普段職員が受け取っている給料からですね、例えば月額 500 円なのか 1,000 円なのか 2,000 円なのか、それぞれの級に合わせて変化するに応じて、財布の紐が少し締まるというのは現実的であろうかというふうに考えております。

ただ、一方で、先ほどから申し上げておりますとおり、行政に対する市民の方々からのニーズというの、やはり限りなく非常に増えてきておまして、その予算配分に対しての優先順位についても非常に、日々それぞれが苦勞している状況でございます。

そういったことを加味しまして、今回の決断をさせていただいたところでございます。

◎佐之井久紀委員長

中川委員。

○中川幸久委員

市長のおっしゃっていることも、もっともかなと判断できる場所はあるのですけれども、職員給料を下げることによって、中小の人がですね、いわゆるボーナス、ベアぐらい、給料をカットするという経営者が出てくるのではないかなと。

一方では、国はですね、民間に上げろという話もされているわけなので、ちょっとちゅうちょする部分があるのですけれども、本当に伊勢市で働く方の所得が下がらない部分でですね、市長はこれからどういうふうに考えられるのか。

それとも市長はもう、中小企業の人たちは賃金が下がりませんよと、こんな話で収めるのか、ちょっと難しいところだと思うのですけれども、ちょっとその辺の考えというか、聞きたいのですけれども。

◎佐之井久紀委員長
総務部長。

●藤本総務部長

私どもの給料につきましては、基本的には人事院勧告、これに基づいて給料の決定をさせていただきます。

といいますのは、民間の賃金と比較してどうであるかということをもとにして算定をさせていただきます。

今回の部分につきましては、それとは別の臨時的な措置ということでさせていただきますので、そのように理解していただけるものというふうに考えています。

◎佐之井久紀委員長

他にございませんか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

自由討議はありませんか。

それでは討論に入りますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

討論なしと認めます。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 10 時 57 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

採決を行います。お諮りをいたします。

「議案第 74 号 伊勢市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定」につきましては、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎佐之井久紀委員長

ありがとうございました。

起立多数と認めます。よって、議案第 74 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

以上で、当委員会で御審査いただきます案件につきましては終わります。

お諮りをいたします。

委員長報告文については正副委員長に一任をいただきたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。御苦労さんでした。

閉会 午前 10 時 58 分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員